

事務局説明資料 (第1回小委員会の振り返り)

令和6年8月

経済産業省 産業組織課

第1回小委員会が出た主な御意見①

(総論)

- 多数決により債務整理を可能とする制度には賛成であり、基本的な方向性にも概ね異論ない。
- 法的整理の一環として法的拘束力を持つ手続とするのか、準則型私的整理とするのか、あるいは法的整理における手続開始原因に至る前の倒産前の段階でも手続が利用できる点に着目した新しい手続とするのか、本制度の位置づけを明確にすべき。
- 全員同意が必要となる既存の制度では、一部の反対債権者との交渉・説得に追加の時間が非常に長くかかり、一部の反対債権者の意見を取り入れる等のために計画案を修正する必要もあり、既存の制度だけで十分とは言えない。
- いざというときに多数決で決定できることは物事を進める上で大事な選択肢となる。
- 新陳代謝を促す側面でも、早期のタイミングから利用しやすい制度を創設すべき。
- 事業再構築の定義を柔軟に解して利用しやすい制度とすべき。
- 中堅・中小企業の早期事業再生促進という観点からは、既に中小企業活性化協議会等の私的整理の制度が併存している中で、全員一致であるために事業再生を躊躇せざるを得ないことが本
当にあるのかは若干疑問であり、本制度の必要性について検討する必要がある。他方で、海外の債
権者やステークが大きく異なる債権者がいる場合や、同じ金融機関でも大きく性質の異なる債権
者群がいる場合、同質の債権者を前提とした既存の制度では事業再生が図れない場合を想定す
ると、本制度は必要となってくる。

第1回小委員会で出た主な御意見②

(現行の私的整理・事業再生手続を並置する際に留意すべき点)

- 新制度を創設する場合、既存の準則型私的整理の制度と並置すべき。
- 事業再生ADRから本制度への移行、本制度から法的整理への移行が円滑に行えるように制度を設計すべき。
- 事業再生ADRから本制度に移行する場合、事業再生ADRでは求められていない事業再構築の該当性や両制度の対象債権の不一致、両制度間の手続実施者の変化等の課題が考えられる。最初から本制度を利用する場合でも、法的整理に移行する際のプレDIPファイナンスの優先的な取扱い等の課題も発生し得る。
- 私的整理が上手くいかない場合の受け皿として、特定調停を東京地裁で行う運用があるが、その活用状況を踏まえ、棲み分けをどうするかについても検討が必要。
- 中小企業については、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドラインが有効に利用されており、本制度を使用する必要性は相対的に低く、かつ、厳格な手続きが実務的に中小企業にそぐわない場合もあるため、本制度の対象としては大企業や中堅企業が想定される。

第1回小委員会が出た主な御意見③

(対象債権)

- 金融機関は事業価値を把握してモニタリングを行うことを業としていることから、金融債権は商取引債権と質的に相違があるため、対象債権を金融機関の保持する金融債権に限定することが適切。
- 事業再生の慣行として、私的整理ガイドライン以来20数年を経て形成されてきた一定の規範意識として、金融機関の金融債権が商取引債権を含むその他の債権と実質を異にしたものであるという前提に立ち、対象を金融債権に限定することは合理的。
- 他方、憲法29条・14条との関係で、一部の債権者のグループで多数決を行い、反対債権者を拘束する形で権利変更することは憲法違反にならないか、憲法の専門家の意見を聞きたい。
- 必要に応じてリース債権を対象とできるのか等、個別の事案に即して対象債権の範囲を変更できるかは論点。

(担保付債権の扱い)

- 現行の私的整理の延長として、担保権の有無にかかわらず手続きには取り込むべき。
- 権利変更となる債権は担保によって保全されていない非保全部分のみが適切。一方で、一時停止の対象には保全部分も含めるべき。
- 担保によって保全されていない非保全部分の債権を対象債権とする場合、非保全部分の額を誰がどのように算定すべきかは問題。
- 担保により保全されている部分を多数決による権利変更の対象にしない場合、論理的には、非保全部分の債権のみが議決権を有することに整合性がある。他方で、実務的には保全部分を含めた債権総額とする考え方もあり得る。

第1回小委員会で出た主な御意見④

(一時停止)

- 個別回収がなされると公平な事業再生が困難となるため、一時停止は必要。一部の債権者が一時停止に同意しない場合、裁判所が一時停止命令を迅速に発令できる制度が必要。
- 計画案について多数決を導入する以上、手続の初期の段階でも、何らかの強制措置を設けるべき。裁判所により強制的に一時停止を決定できる措置が必要。
- 一時停止は、個別の強制執行や担保権実行を停止する強制力を持ったものが必要である。

(計画案決議)

- 決議要件は3分の2も4分の3もあり得る。
- 民事再生では商取引債権者等の保護のために頭数要件が導入されているが、対象債権を金融債権に限定するのであれば頭数要件は不要。

(裁判所認可手続)

- 裁判所の認可は必要だが、反対債権者の権利・利益保護と裁判所の負担のバランスをとり実務的に機能する仕組みとする必要がある。
- 裁判所の関与は必須だが、迅速性の観点から可能な限り限定的かつシンプルにすべき。
- 裁判所の審査対象として、手続や決議の瑕疵、清算価値保障は必須。加えて、対象債権の範囲や議決権の適正性も対象とし得る。

第1回小委員会で出た主な御意見⑤

(第三者機関の関与の在り方)

- 本制度は、民間の第三者機関と裁判所のハイブリッドな手続となるため、第三者機関の公平・中立性、専門性を認定する仕組みを構築すべき。
- 第三者機関は、手続の公平性・信頼性確保の肝であるため、中立・公平、専門性があり、経験豊富な方が選ばれることが望ましい。
- 第三者機関は審査機能と再生計画の作成をサポートする機能の両方を持てるよう、人的体制を整えていただきたい。
- 新しい機関を創設するのではなく、既存の制度・枠組みの活用も考えられる。

(その他)

- 経営者が交代しなければ利用できない制度としなければならないわけではないが、経営者の責任の問い方は論点として重要。
- 事業再生ADRと同様に資産評定に関する基準を定め、適正な資産評定を行い、債務者の実態的な財政状態を明らかにして、再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる債務者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、債権放棄等の金融支援を行う債権者の経済合理性を満たすような公正かつ適正な債務処理を行うための手続とすべき。
- 計画の認可段階で裁判所が関与する場合、それまでの手続の経緯等の情報の共有はどのタイミングで行うか検討すべき。